

令和6年度決算における入湯税を充てた経費について

女川町では、法律により収入の使途が特定されている目的税の入湯税を課税しています。その使途は、環境衛生施設整備、鉱泉源の保護管理施設整備、消防施設整備、観光振興（観光施設整備を含む）に要する費用に充てることとされており、令和6年度に収入された入湯税は以下の費用へ充てています。

＜歳入＞

令和6年度入湯税決算額

5,787千円

＜歳出＞

入湯税が充てられた事業に要する経費

6,270千円

（単位：千円）

区分	事業名	経費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国県支出金	その他	入湯税	その他
鉱泉源の保護管理施設整備	女川温泉給湯施設源泉ポンプ引揚げ据付工事	6,270	0	0	5,787	483
	合計	6,270	0	0	5,787	483